



国道8号 新潟県糸魚川市能生地内

橋梁撤去工事に伴う**通行規制**のお知らせ

国道8号 糸魚川市能生地内において、橋梁撤去工事のため下記の期間中、**車道幅員狭小のため規制**を実施します。ご協力をお願いいたします。

- い とう が わ の う べん てん
1. 規制箇所 国道8号 新潟県糸魚川市能生地内(弁天大橋) 規制延長320m
 2. 規制内容 **令和2年2月29日(土)～令和3年3月31日(金)**
車道幅員狭小(幅員3.0m×2車線)
ただし、工事作業中(平日 8時30分～18時00分)は、片側交互通行(幅員 3.0m)となることがあります
 3. その他 迂回路はありません
特殊車両の通行については、**通行許可条件を遵守し、現場の指示に従って通行してください**



◎お問い合わせ先

国土交通省	高田河川国道事務所	TEL	025-523-3136
〃	糸魚川国道維持出張所	TEL	025-552-0921
新潟県	糸魚川警察署	TEL	025-552-0110
日本道路	交通情報センター	TEL	050-3369-6615